

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森市

2 構造改革特別区域の名称

青森市障害者デイサービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

青森市全域

4 構造改革特別区域の特性

青森市は、青森県の中央部に位置し、古くから本州と北海道の結節点として発展し、北は陸奥湾、南は八甲田連峰に囲まれた平野からなる総面積 692.42 平方キロメートル（全国都道府県面積調(平成 14 年 10 月 1 日現在)）という全市町村のうち 37 番目に広大な面積を有する人口 295,624 人（平成 16 年 3 月 31 日現在）の県都である。

本市の障害者数は、12,599 人（平成 16 年 3 月 31 日現在）である。このうち知的障害者は 1,628 人（18 歳以上 1,234 人、18 歳未満 394 人）であるが、330 人（約 20%）は入所施設を利用しており、1,298 人（約 80%）が主に在宅で生活している状況にある。

また、在宅福祉の基幹的なサービスであるデイサービスは、知的障害者デイサービス事業所が 1 箇所（定員 30 人、利用登録者 38 人）、障害児デイサービス事業所が 1 箇所（定員 10 人、利用登録者 20 人）の計 2 箇所のみとなっており、在宅で生活している知的障害者の 4%、障害児の 6%しかカバーできていない状況にある。また、利用登録者が 1 日当たりの利用定員を上回ることにより、希望する利用日等の設定が困難となってきているとともに、養護学校の卒業生などの今後の利用需要に対応できない状態となることが想定されている。

さらに、青森市の広大な行政区域に対して知的障害者・障害児デイサービス施設がそれぞれ 1 箇所のみであることから、通所に長時間を要し利用者の負担となっている。特に、冬期間の通所については、青森市は特別豪雪地帯に指定されている全国有数の豪雪都市であることから、利用者にとって肉体的にも精神的にも多大な負担となっていることが課題となっている。

このような状況の中で、本市の障害者施策の基本的方向は、平成 15 年 3 月に策定した「青森市障害者福祉計画（後期計画）」において重点目標として「ノーマライゼーションの理念に即し、障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、ライフステージの各段階において的確なサービスを提供される体制の確立」を

掲げ、「施設福祉」から「在宅福祉」、「地域福祉」への推進を図ることとしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

青森市内には、平成 16 年 4 月 1 日現在において、介護保険法に基づく指定通所介護事業所が中央部に 6 箇所、東部に 4 箇所、西北部に 8 箇所、南部に 6 箇所の計 24 箇所が整備されている。

一方、障害者のデイサービスセンターは、支援費導入後も大幅な変化はなく、知的障害者施設が 1 箇所、障害児施設が 1 箇所、身体障害者施設が 2 箇所の計 4 箇所の整備に止まっており、現在のところ新規事業者の参入予定はないことから、現状の福祉サービスの提供体制のままでは、通所への負担等の課題の解消を図ることはできない。

そのため、「青森市障害者デイサービス特区」計画では、市全域を中央部、東部、西北部、南部の各エリアに分け、最低限、各エリアに 1 箇所の知的障害者・障害児のデイサービス事業所を確保することを基本とし、次に掲げる表のイメージのとおり実施する予定である。これにより新たに 7 人の受け入れが可能となる。

また、将来的に更なる需要が発生した場合についても、「青森市障害者デイサービス特区」の認定により、利用者の要望に対応して、各事業所の定員及び受入体制等を確認の上、今回実施を予定している以外の 22 箇所の指定通所介護事業所において事業を実施することで、デイサービスの拡充を図る。

< 「青森市障害者デイサービス特区」導入後のイメージ >

	知的障害者デイサービス	障害児デイサービス
中央部	<u>【新規】介護施設 1 箇所 特区活用</u>	【既存】1 箇所 <u>【新規】介護施設 1 箇所 特区活用</u>
東 部	<u>【新規】介護施設 1 箇所 特区活用</u>	<u>【新規】介護施設 1 箇所 特区活用</u>
西北部	【既存】1 箇所	<u>【新規】知的障害者施設 1 箇所 特区活用</u>
南 部	<u>【新規】身体障害者施設 1 箇所 現行制度(相互利用)活用</u>	<u>【新規】身体障害者施設 1 箇所 特区活用</u>
計	導入前 1 箇所 導入後 4 箇所	導入前 1 箇所 導入後 5 箇所

さらに、構造改革特別区域に定める特例措置である「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入れ事業」を導入することは、利用者、事業者、青森市にとってそれぞれ次のような意義がある。

利用者

- ・身近な地域でサービスが利用でき、通所に対する肉体的・精神的負担が解消される。
- ・サービスの選択の幅が広がる。

- ・事業所が競合することによるサービスの質的な向上が期待できる。
- ・障害や世代を超えた交流につながる。

事業者

- ・民業拡大が図られる。
- ・職員の資質の向上につながる。

青森市

- ・「青森市障害者福祉計画（後期計画）」の重点目標として掲げた「障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、ライフステージの各段階において的確なサービスを提供される体制の確立」の実現が期待できる。
- ・既存ストック（指定通所介護事業所等）の有効活用が図られる。

以上の意義を有する本特例措置は、本市の広大な行政区域や特別豪雪地帯に指定されている全国有数の豪雪都市であるといった地域の特性のなかで「青森市障害者福祉計画（後期計画）」の重点目標として掲げた体制の確立を図るためには不可欠であるとともに、地域の特性に応じながら、既存ストックのなかで、サービスの向上などの民間の資質の向上を図り、その活力を最大限に引き出すものであることから、構造改革の推進等の意義に沿ったものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は全国の市町村の中でも 37 番目という広域的な面積を有する都市であり、青森市障害者福祉計画に掲げる「的確なサービスを提供される体制の確立」の実現のためには、各地域の利用者が通所を負担と感じることがないように、デイサービスセンターが市内各地域に効果的に配置されることが望まれるところである。

しかし、現在のところ、知的障害者・障害児のデイサービスセンターは、市内にそれぞれ 1 箇所のみとなっており、現在のところ新規事業者の参入は期待できないことから、今後の利用需要に対応できない状況にある。

こういった状況を踏まえ、「青森市障害者デイサービス特区」の認定を受け、利用者のニーズに応じながら、現在、市内各地域に配置されている 24 箇所の指定通所介護事業所すべてが、将来的には知的障害者・障害児デイサービスセンターとして利用可能となることにより、在宅での障害のある人の QOL (生活の質) の向上、さらには平成 15 年 3 月に策定した「青森市障害者福祉計画（後期計画）」の重点目標である「地域で共に生活するために ノーマライゼーションの理念に即し、障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、ライフステージの各段階において的確なサービスを提供される体制の確立」を目指すものである。

また、青森市では、行政区域が広大であることや特別豪雪地帯に指定されている全国有数の豪雪都市であるといった地域の特性を有しているが、全国的な傾向として障

害者デイサービスは高齢者施設に比べ絶対数が少なく都市部に集中していることや、今後市町村合併により行政区域の広域化が進むことを考えると、本市の取り組みが全国モデルケースとなり、構造改革が全国的に波及することが期待できる。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 社会的効果

在宅福祉の促進

身近なデイサービス施設が利用可能となることにより、「施設福祉」から「在宅福祉」、「地域福祉」への移行が加速されるとともに、機能訓練、社会適応訓練などの機会の拡大により知的障害者及び障害児の生活の質の向上、自立の促進が期待できる。

肉体的・精神的負担の軽減

知的障害者・障害児の自宅待機の解消による保護者の負担軽減及び長距離移動解消に伴う利用者の負担軽減が期待できる。

福祉サービスの向上

事業所が競合することによる福祉サービスの質的な向上に加え、高齢者や障害者の特性を理解し対応できる職員の資質の向上が図られることが期待できる。

(2) 経済的効果

雇用の拡大

各事業所が競合することによりサービスの質的向上が期待できる。サービスの質的向上が利用者の増大を促すことにより、各事業所の雇用の拡大が期待できる。

利用者の拡大

知的障害者・障害者デイサービスについては、それぞれ、青森市内に1施設のみである。平成16年4月1日現在において、双方、登録者が定員を超える状況にあることから、本特例措置の導入により、次のとおり、利用者の拡大が想定され、さらに、本特例措置が普及することで、利用者1人当たりの利用頻度の増加や、距離的または時間的制約によりこれまで利用できなかった方の利用が誘発され、更なる利用者の拡大が見込まれる。

このことにより、サービス提供事業者では、定員枠を十分に活用した利用料収入による安定した事業経営が図られるとともに、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれない事業展開によりサービスの質や職員の資質が向上するこ

とで、地域に住む市民のニーズに即した経営多角化による福祉事業の活性化が期待できる。

また、「施設福祉」から「在宅福祉」「地域福祉」の流れの中で、障害のある人が身近な地域で福祉サービス利用しながら地域の中で生活を送ることにより、地域における消費経済活動の活性化につながることを期待できる。

< 知的障害者デイサービス >

本特例措置により指定通所介護施設は 2 箇所を実施する予定であり、1 日当たり 3 人の利用を見込んでおり、週 3 回（平成 15 年度実績平均）年間（52 週）利用した場合、延べ 468 人の利用が想定される。

（施設の利用現状）

- ・定員 30 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）
- ・登録者数 38 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）
- ・年間延べ利用人員 3,029 人（平成 15 年度実績）
- ・1 日当たり利用人員 20 人（平成 15 年度実績平均）

< 障害児デイサービス >

本特例措置で実施しようとする指定通所介護施設は 2 箇所、身体障害者デイサービス施設 1 箇所、知的障害者施設 1 箇所の計 4 箇所において 1 日当たり 4 人の利用を見込んでおり、週 3 回（平成 15 年度実績平均）年間（52 週）利用した場合、延べ 624 人の利用が想定される。

（施設の利用現状）

- ・定員 10 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）
- ・登録者数 20 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）
- ・年間延べ利用人員 1,063 人（平成 15 年度実績
平成 15 年 8 月から事業開始）
- ・1 日当たり利用人員 8 人（平成 15 年度実績平均）

8 特定事業の名称

906 指定通所介護事業者等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）在宅福祉サービスの充実

ショートステイサービス（国庫補助事業）

在宅の障害者を介護している家族が、疾病等により介護ができない場合、1 週間を限度として施設への短期入所を実施している。

- ・平成 15 年度延べ利用者数（知的障害者・障害児分） ... 4,125 人

ホームヘルプサービス事業（国庫補助事業）

在宅の障害者に対して、自宅にホームヘルパーを派遣し、掃除、調理などの家事援助や入浴等の介護を行っている。

・平成 15 年度延べ利用者数（知的障害者・障害児分） ... 24 人

日常生活用具給付事業（国庫補助事業）

重度の在宅の障害者に対して、日常生活を容易にするため、器具等を交付している。

・平成 15 年度交付件数（知的障害者・障害児分） ... 16 件

（ 2 ）相談体制の充実

青森市障害者生活支援センター運営事業（市単独事業）

「青森市障害者生活支援センター ほっと」を設置、運営（青森市が N P O 法人に委託）し、在宅の障害者及びその家族に対して、福祉サービス・制度に対する相談、ピアカウンセリング及び情報提供等を実施している。

・平成 15 年度相談件数 ... 1,132 件

知的障害者相談員（県事業）

青森市内に 8 人の知的障害者相談員を配置し、本人及びその保護者等からの相談に応じて必要な指導・助言を行っている。

・平成 15 年度相談指導件数 ... 103 件

（ 3 ）社会参加の促進

重度心身障害者移動支援事業（市単独事業）

重度の障害者に対して、タクシー・障害者移送サービス利用券（初乗り分 48 枚）又は自家用車給油券（1 万円分）のいずれかを交付している。

・平成 15 年度延べ交付者数

福祉タクシー・移送サービス利用券 2,228 人

福祉自家用車給油券 1,068 人

市営バス福祉乗車証事業（市単独事業）

障害者及び 70 歳以上の高齢者に対して、青森市営バスを無料で利用できる福祉乗車証を交付している。

・平成 15 年度交付件数（知的障害者・障害児分） ... 1,245 件

障害者移送サービス事業（国庫補助事業）

日常の外出時において車椅子を使用している障害者に対して、青森市社会福祉協議会に委託し、車椅子リフト付車両で移送サービスを実施している。

・平成 15 年度延べ運行回数 ... 986 回

**別紙 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体及び開始日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容**

別紙

1 特定事業の名称

906 指定通所介護事業者等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所、指定身体障害者サービス事業所及び指定知的障害者
デイサービス事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定日

4 特定事業の内容

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

構造改革特別区域の認定当初から、次のとおり、各施設(4箇所)において、
それぞれの施設の「本特例措置による利用見込者数」に表記した知的障害者・
障害児の受入を開始する予定である。

なお、次に掲げる4施設は、新たに知的障害者・障害児が通所することによ
る利用定員の超過はない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所

(ア)・運営主体：社会福祉法人 藤聖母園

- ・所在地：青森市奥野三丁目7番1号
- ・施設名：藤聖母園デイサービスセンター
- ・所在地：青森市奥野三丁目7番1号
- ・定員：35人
- ・県指定年月日：平成12年2月14日
- ・現在の平均利用者数：31人
- ・本特例措置による利用見込者数：2人

(イ)・運営主体：社会福祉法人 和幸園

- ・所在地：青森市大字矢田字下原尻48番地の3
- ・施設名：デイサービスセンター和幸
- ・所在地：青森市大字矢田字下原尻48番地の3
- ・定員：35人
- ・県指定年月日：平成12年3月16日

- ・現在の平均利用者数 : 24人
- ・本特例措置による利用見込者数 : 2人

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所

- (ア)・運営主体 : 社会福祉法人 心和会
- ・所在地 : 青森市大字大別内字葛野 180 番地
 - ・施設名 : 身体障害者デイサービスセンター かねはま
 - ・所在地 : 青森市大字大別内字葛野 180 番地
 - ・定員 : 20人
 - ・現在の平均利用者数 : 16人
 - ・本特例措置による利用見込者数 : 1人

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所

- (ア)・運営主体 : 社会福祉法人 新井田福祉会
- ・所在地 : 青森市大字岡町字宮本 88 番地の 1
 - ・施設名 : 知的障害者デイサービスセンター事業所 よもぎ
 - ・所在地 : 青森市大字岡町字宮本 88 番地の 1
 - ・定員 : 30人
 - ・現在の平均利用者数 : 20人
 - ・本特例措置による利用見込者数 : 2人

(2) 事業の概要

市内の指定通所介護事業所において定員の枠内で知的障害者が利用し、また指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び知的障害者デイサービス事業所において定員の枠内で障害児が利用し、サービスの利用に応じて支援費に準じた金額を支払う。

5 当該規制の特例措置の内容

青森市における知的障害者及び障害児のデイサービス施設は、それぞれ 1 箇所のみであり、現在、利用登録者が定員を超過している状況にあるが、現在のところ、新規事業者の参入見込みはない。

青森市は広域的な面積を有するとともに特別豪雪地帯に指定されている都市でもあることから、知的障害者及び障害児がより身近な地域でデイサービスを利用できるよう、当該規制の特例措置により指定通所介護事業所等の活用を図りたい。

(1) 要件適合性の確認

介護保険法に基づく指定通所介護事業所

- 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害者の利用者数の合算額で除した数が 3m^2 以上であること。...「a 面積」
- 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障

害者及び障害児の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員数を確保すること。…「b職員数」

- c 指定通所介護事業所において障害児を受け入れる場合には、障害児関係施設から技術的支援を受けること。…「c技術的支援」

施設名	a 面積	b 職員数	c 技術的支援
藤聖母園デイサービスセンター	(食堂・機能訓練室面積 101.17 m ² / 利用者数合計 33 人) 3.06 m ² / 人	生活相談員 1 人 看護職員 2 人 介護職員 6 人 機能訓練指導員 2 人	下記(2)による支援
デイサービスセンター和幸	(食堂・機能訓練室面積 139.21 m ² / 利用者数合計 26 人) 5.35 m ² / 人	生活相談員 3 人 看護職員 2 人 介護職員 8 人 機能訓練指導員 2 人	下記(2)による支援
要件の適合	利用者の合算では要件を満たす。 定員の枠内での受け入れのため、サービスの質への影響はない。	利用者の合算数が定員を超える受け入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。	障害児施設からの技術的支援を受ける。

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所

- a 身体障害者及び知的障害者デイサービスにおいて支援費指定居宅事業所の指定を受けていること。…「a指定事業所」
- b 身体障害者及び知的障害者デイサービス事業所において障害児を受け入れる場合には、障害児関係施設から技術的支援を受けること。…「b技術的支援」

施設名	a 指定事業所	b 技術的支援
デイサービスセンターかねはま	平成 15 年 3 月 31 日 支援費指定居宅事業所指定 (身体障害者福祉法)	下記(2)による支援
デイサービスセンターよもぎ	平成 15 年 3 月 31 日 支援費指定居宅事業所指定 (知的障害者福祉法)	下記(2)による支援
要件の適合	支援費指定居宅事業所である。	障害児施設からの技術的支援を受ける。

(2) 技術的支援の内容

障害児を新たに受け入れる「介護保険法に基づく指定通所介護事業所」、「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所」及び「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所」については、知的障害児通園施設「こども発達支援施設やまぶき園」が技術的支援を行い、職員の資質の向上をさせ、障害児に対しての適切な処遇

が図られるようにする。

技術的支援の概要

- ・ 職員の現地研修（事業準備期間 1 回、事業開始後 2 回）
- ・ 処遇や介助方法に係る助言、指導(随時)

技術的支援を行なう施設の概要

- ・ 運営主体 : 社会福祉法人 やまぶき福祉会
- ・ 施設名 : 知的障害児通園施設「こども発達支援施設やまぶき園」
- ・ 所在地 : 青森市大字雲谷字山吹 92 番 285 号
- ・ 定員 : 40 人
- ・ 設置年月日 : 昭和 53 年 4 月 1 日